

R5/4 月村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・行政書士村尾事務所
 労働保険事務組合 高松北部労務協会
 〒760-0007 高松市中央町 8-10
 TEL087-835-1477 FAX835-1496

官庁申請代行・人事労務 ~頑張る企業支援~

健保・厚生年金保険・労災・雇用保険
 産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
 各種助成金申請等 官庁申請手続
 就業規則等諸規程の整備、労務諸制度、給与計算
 労働紛争解決手続代理 行政不服申立

● 保険料改定！！

※健保・介護3月分（4月支払い）から保険料改定されました。当事務所に委託されている事業所様には個人別保険料通知を差し上げていますので、4月に支払う給与から控除してください。
 ○被保険者負担分（折半額）に円未満の端数がある場合；端数が50銭以下の場合切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

○賞与にかかる保険料額

賞与に係る社会保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。）厚生年金保険については1ヶ月あたり150万円。

○64歳以降も雇用保険料控除！！

※以前は毎年4月現在64歳以上の方には、雇用保険料が発生しませんでした。現在は発生します。従いまして、64歳以上の方も給与から控除してください。

● 雇用調整助成金

コロナによる休業を余儀なくされた場合、休業日に対して支払った賃金は、国が助成金として支給してくれます。これは、仕事がなくなっても雇用を維持する企業に対する支援制度です。業況特例の場合は、本年休業開始1月分まで。休業開始2月・3月は、原則2/3上限額8355円。休業開始4月以降は、今のところ未定ですが、雇用調整助成金制度は継続していますので、ご利用ください。

● 育児休業給付金及び会社への助成金

育児休業者本人への給付金とともに休業制度運用した実績の会社へ助成金があります。

● 時間外・休日労働の要件

①就業規則または労働契約で「時間外労働等（時間外、深夜勤務22時～5時まで、休日労働）など指示することがある旨規定しておくこと

②時間外協定（36協定届）を監督署に届けておくこと

上記2つの条件を整備していない場合の残業等命令は、法律上は無効になります。但し、無効にはなっても残業等労働時間分の割増賃金は発生します。

③変形労働時間制

法律では、週40時間、1日8時間となっていますが、1ヶ月や1年などの期間を通じて平均して週40時間制にすることができます。例えば1日8時間週休2日制なら毎週40時間ですが、隔週2日制では週40時間と週48時間となり、週48時間の週の8時間は時間外割増が必要です。

しかし、変形制をとって1ヶ月又は1年平均して週40時間になるようにすれば週48時間の週の8時間も時間外にはなりません。

● 本年より時間外割増 25%から50%！！

2023年4月から、中小企業も**月60時間**を超えた時間外割増賃金は、**25%から50%に引き上げられます。**

● 就業規則改定必要

- 育児・介護休業法 R4年10月改定。
- R4. 4月パワハラ防止措置義務化。
- 年次有給休暇；10日以上付与される者に、付与日から1年以内に5日の有給休暇取得。
- 休日労働を含め時間外月100時間以上、2カ月～6カ月を平均して80時間を超えると罰則適用。ただし、当面は監督署の指導。適用が猶予されている**建設・医業・運送事業**も来年2024年4月からは適用予定！！

R5年4月からの 各種保険料

保険料の種類	内容	全体	本人負担分	事業主負担分
健康保険	私傷病	102.3 /1000	51.15 /1000	51.15 /1000
介護保険	40歳以上65歳未満	18.2 /1000	9.1 /1000	9.1 /1000
厚生年金		183 /1000	91.5 /1000	91.5 /1000
雇用保険	失業給付他	一般 15.5 /1000	6 /1000	9.5 /1000
		建設 18.5 /1000	7 /1000	11.5 /1000
		農水 17.5 /1000	7 /1000	10.5 /1000
労災保険	業務・通勤災害	2.5~88 /1000	0	2.5~88 /1000